

令和6年度 事業計画書

近年、少子高齢化、人口減少、価値観や生活様式の多様化などから地域の人間関係の希薄化が進み、住民が互いに助け合い、支え合う機能が弱まってきている中において、地域社会の担い手はあらゆる分野で減少してきており、災害時や感染症発生時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれています。また、引きこもりや社会的孤立、ヤングケアラー、障がいのある子を介護する親の高齢化により介護を要する世帯、様々な要因が複合して生活が困窮している世帯など、生活課題が複雑多岐にわたってきています。

こうした中で、社協会費や共同募金の減少、収益事業の柱である介護部門の利用者の減少などによって単年度収支の赤字が常態化している本会の今後の経営においても、「地域福祉、総合相談・権利擁護、介護・生活支援サービスという各部門を持ち、地域住民ボランティアをはじめ多様な福祉関係者などつながっているという社協の強み」を最大限活かし、部門を超えた連携による経営基盤強化に向けた新たな戦略が必要となっています。

今年度は、「自助」「共助」「公助」の一層の強化とそれぞれの連携による「地域共生社会」の実現を目指すため、市と一体的に策定した「第5次大仙市地域福祉計画・第6期地域福祉活動計画」（令和6年度～令和11年度）の初年度として、市との連携による計画の着実な実行に努めます。

また、経営基盤を強化し、社協としてのセーフティネットの役割を果たしていくため、「経営改善計画・行動方針」（令和4年度～令和11年度）に基づいた取組みを進め、短期目標（令和4年度～令和5年度）の進捗状況を整理し、中期目標（令和6年度～令和7年度）へつなげるとともに、課題等については進行管理プロジェクト会議で協議し、着実な実行に努めます。

「第6期地域福祉活動計画」と「経営改善計画・行動方針」の両取組みについては、社協の使命・経営理念・基本方針について評議員、役員及び全職員が共通認識を持ったうえで進める必要があることから、以下のとおり社協の使命・経営理念・基本方針を定めます。

○使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進します。

○経営理念

本会は、この使命を達成するために以下の理念に基づき事業を展開します。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることのできる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

○基本方針

本会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を經營する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づいて以下の基本方針により経営を行います。

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

○事業展開の基本的考え方

本会は、「連携・協働の場」として地域住民の複合化・多様化した地域生活課題や潜在的ニーズを受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みを多様な地域関係者と協働してつくることを目的に、各部門間における相互連携の強化を図りながら、具体的な事業展開を進めます。

I 法人運営部門

- ①理事会、評議員会、各委員会、役職員研修会等の開催
- ②財務運営・管理
- ③自主財源確保などのための経営改善・重点事業担当の配置
- ④リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備

- ⑤計画的な採用・異動・キャリアパス等の人事管理
- ⑥研修・能力開発等による計画的な人材育成
- ⑦労働法制に基づいた適切な労務管理
- ⑧「経営改善計画・行動方針」の進行管理及び見直し
- ⑨ICT（情報通信技術）を活用した業務の効率化
- ⑩法人としての災害時対応とBCP（事業継続計画）の策定・推進
- ⑪広報戦略、SNS等を活用した本会の情報発信 等

II 地域福祉部門

地域福祉部門では、住民や各関係機関・団体と協働で地域の福祉力を高めていくために、必要な事業はこれまで以上に充実強化を図り、限られた事務局体制の中でも評議員や役員、ボランティアなどあらゆる関係者と力をあわせ、積極的な事業展開を図ります。

また、今年度は市と協同で策定した「第5次大仙市地域福祉計画・第6期地域福祉活動計画」（令和6年度～令和11年度）の初年度となることから、市との連携による計画の着実な実行に努めるとともに、計画の進捗状況についての評価と課題の把握を行い今後の取り組みにつなげていきます。

1. 「つながろう！」地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します

①ゆいゆい交流会助成事業

町内会や自治会が自主的に開催する交流会（ゆいゆい交流会）へ、経費の助成を行います。また他の事業とも連携し、世代を問わず、住民同士のつながりの強化や、高齢者の介護予防・引きこもりの防止を目的として行います。

②ふれあいサロン事業

地域住民と共に、町内や地区単位で生きがいや仲間づくり、介護予防などの地域福祉活動の充実を目的とした交流の場づくりへの支援を行います。併せて、交流の場づくりを行っていない地域への働きかけも行います。

③無料出前講座

町内会、自治会、老人クラブや各種グループ等の団体が開催する講座や研修会などに、要請に応じて講師となる職員を派遣し、自主的に行われる交流会を支援します。

④レクリエーション用具の貸出

地域で行うサロン等で使用する風船バレー、スカットボール等のレクリエーション用具を無料で貸出します。

⑤サロンお助けバンク

ふれあいサロンなどで体操、ヨガ、ゲーム、歌や踊りなどを指導したり、披露する団体や個人を登録し、ふれあいサロンやゆいゆい交流会の主催者と結びつけます。

⑥地域の独自事業

○高齢者等交流事業（中仙・協和・南外・仙北・太田）

地域ごとに高齢者世帯等を対象として、会食会やレクリエーション、買い物などの交流会を実施します。

○男性料理教室（中仙・仙北・太田）

男性が一人で調理できるように、関係機関の協力を得て開催します。参加者が食事を共にすることで交流の場にもつなげます。

○ふれあいサロン祭り（神岡）

神岡地域のサロン参加者が一堂に集うふれあいサロン祭りを実施します。

○笑顔あふれるわくわくふれあいサロン（仙北）

仙北地域住民を対象に、冬期間の閉じこもり予防と交流を目的に、柵の湯を会場に集いの場を開催します。

○福祉の集い・講座（西仙北）

暮らしに役立つ福祉や生活に関する情報を、地域の方々に直接届けるための福祉に関する講座等を開催します。

○ふれあい花壇交流事業（西仙北）

ふれあいセンター内でボランティアや老人クラブ、地域住民の協力を得て、花壇づくりを行います。

2. 「受け止めよう！」あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援の仕組みをつくりまします

①社協の福祉相談事業

障害者相談支援事業所や介護サービス、高齢者包括支援センターの各部門と密接に連携し、市民の身近な相談窓口としての機能を強化します。また、若者向けの相談窓口を充実強化し、若者の貧困などにも対応できるよう関係機関（秋田県南若者サポートステーションなど）との連携を強化します。

②高齢者等相談支援事業〔市受託〕

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談（年12回）、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談（年3回）を実施します。

③生活困窮者自立支援事業〔市受託〕

生活困窮者自立支援法に基づき、困窮状態からの早期脱却と自立促進を図るため、対象者の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。

また、随時支援調整会議を開催し、対象者への支援プランについて、関係機関と検討、共有、評価を行います。

○自立相談支援事業

就労や生活に困りごとや不安を抱えている世帯の問題に対し、必要な支援を相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

○家計改善支援事業

家計に課題を抱えている世帯に対して、家計の根本的な課題を把握し、相談者自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援プランを作成、必要に応じて貸付の紹介等を行い、早期の生活再建を支援します。

④重層的支援体制整備事業（大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業）
〔市受託〕

○多機関協働事業

課題が複雑・複合化している事案に関して、支援に関わる関係者の連携を円滑にするため、関係機関の役割分担や支援の方向性を定めた支援プランを策定するなどの取り組みを行います。

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（アウトリーチ等事業）

ひきこもり状態にあるなど自ら支援を求めることができない方や支援を拒否している方などに対して、適切な支援を届けるため、訪問による様々なアプローチにより信頼関係を構築するなどの取り組みを行います。

○参加支援事業

既存の社会参加に向けた支援では対応できない狭間のニーズを抱えて社会との関係性が希薄化している方が社会とのつながりを回復するため、地域資源や住民等に働きかけ、新たな参加支援メニューづくりなどを行います。

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業〔市受託〕

○地域住民のニーズ・生活課題の把握

町内会長等会議で、地域住民のニーズや生活課題、それらに対する社会資源の状況などについて、実態把握を行います。

○地域住民の活動支援・情報発信等

福祉員研修会などの機会を活用し、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行います。

○地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる場（ふれあいサロン等）を設置・運営します。

○行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

地域福祉関係機関等連絡会や社会福祉法人との連携協議会などをはじめ、地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て、社会に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取り組みを行います。

3. 「届けよう！」 必要とする人に適切な福祉サービスを届けます

①食の自立支援事業〔市受託〕

利用者宅に定期的にボランティアや職員が訪問し、栄養バランスのとれた食事を届

けるとともに、安否確認を実施します。

②たすけあい資金貸付事業

一時的に生活が困難になった低所得世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付を行います。また、滞納者への督促の早期対応を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。

③生活福祉資金貸付事業〔県社協受託〕

経済的に生活が困難な低所得世帯や障がい者世帯等に対し、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、資金借入の相談や申請手続などの支援を行います。また、新型コロナウイルス特例貸付の償還にともない、関係機関と連携し、債権管理業務並びに滞納者へのフォローアップ支援を行います。

④福祉情報の発信

○広報の発行

広報「社会福祉だいせん」を発行し、市内全世帯へ配布します。また、各支所においてもお知らせ版を作成し、各地域の福祉活動を市民にPRします。

○ホームページでの情報発信

インターネットから社会福祉協議会の福祉サービスや福祉活動などを紹介するため、ホームページを随時更新します。また YouTube 動画の社協専用チャンネルを作成し、より身近で分かりやすい福祉情報を発信します。

○コミュニティFMの活用

社協の活動紹介や災害発生時における災害ボランティアの募集など、随時ラジオ放送を活用して発信します。

○SNSでの情報発信

SNSを活用し、情報を幅広く迅速に発信する取り組みを行います。

⑤社会福祉大会の開催

地域福祉活動の構成員である地域住民が一堂に会し、市民が主体的に支え合い、共に生きる福祉のまちづくりを目指して開催します。(令和6年10月16日開催予定)

⑥食料支援事業

コープフードバンク及びフードドライブを実施し、福祉的ニーズを抱えた方への食料支援を行うとともに、子ども食堂などにも支援物資として提供します。また食料の募集に関しては、イベントなどでも周知し、回収箱を設置するなど、より多くの方から協力を得られる仕組みを作ります。

⑦車いすの貸出

短期間の外出等に使用するための車いすを無料で貸出します。

⑧歳末たすけあい配分事業

市共同募金委員会からの配分を受け、各地域の実情に合わせた援護活動等を行います。

○見舞金品等の贈呈事業

要援護世帯等に見舞金品等を贈呈します。

○ふれあい年賀状事業

一人暮らし高齢者世帯に対し、市内の児童・生徒が作成した年賀状を送付し、学

校と地域、世代と世代をつなぎます。

⑨権利擁護センター事業

日常生活自立支援事業から成年後見制度利用までを一体で進めていく体制づくりとして権利擁護センターおよび法人後見運営委員会を設置し、権利擁護体制の構築を図ります。

○日常生活自立支援事業〔県社協受託〕

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス（お金の出し入れや、公共料金等の支払い）、大切な書類預かりを行います。また成年後見事業への移行が必要と思われる方のスムーズな移行について支援します。

○成年後見制度法人後見事業

判断能力を欠く、あるいは不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対し、家庭裁判所の審判により、社協が成年後見人等に選任された場合に、成年後見制度を利用した支援を提供します。

⑩子育て応援事業（新規）

子育て世代の方々を支援するため、使い終わった制服、学用品、ベビー用品等を募り、必要としている世帯に無償で提供するなど、SDGsの理念に沿った取り組みの実施の検討を行います。

⑪地域の独自事業

○火災警報器設置（中仙）

高齢者世帯を火災から守るため、希望者宅に火災警報器を設置します。

○新生児お祝い事業（中仙）（新規）

新生児を養育する保護者に対して、保育用品を贈呈します。

○紙おむつ援助事業（仙北）

社協を通して購入した紙おむつ代金の一部を援助します。

4. 「育てよう！」地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます

①ボランティアセンター事業

○ボランティアセンターの運営

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や活動先の紹介、ボランティア情報の提供を行います。また、ボランティア活動のニーズ把握を適切に行い、ボランティア活動のマッチング作業を十分にできるように体制を整えます。

○ボランティアの養成

社協のボランティア活動に興味がある方を対象にボランティア講座を開催します。講座後に受講者の実活動につなげます。

○災害ボランティアセンターの運営

市が設置する災害ボランティアセンターの運営を担い、ボランティアの募集やニ

ーズ調査を実施し、要請のある被災者に対しボランティアの派遣を行います。

また、発災後に活動できる市民ボランティアの事前登録と災害ボランティアに関する研修等を実施します。

② ボランティア連絡協議会活動の支援

ボランティア連絡協議会に対する支援を行います。また、ボランティア連絡協議会に加入している芸能ボランティア等と、各地で行われているサロンとの連携を進め、相互の活動の活性化を図ります。あわせて、サロンお助けバンクへの加入促進を図ります。

③ 除雪ボランティア「大仙雪まる隊」活動の支援

除雪ボランティアに対する活動支援を行います。除雪活動にあたっては、ボランティアと民生児童委員、行政等と連携を図りながら、適切で効果的な活動が行われるよう支援していきます。

④ 福祉教育の推進

○ サマーショートボランティア事業

中・高校生を対象に、夏休みを利用してできるボランティア活動の機会を提供します。また、より多くの生徒が活動できるよう、市内の社会福祉法人等と連携して受入施設の開拓を進めます。

○ バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」

小・中・高校生の高齢者や障がい児・者に対する意識を高め、バリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するため、学校と連携して授業（体験談の傾聴、車いす、視覚障がい体験、高齢者体験等）を行います。

また、実施にあたっては各擬似体験の事前説明や児童・生徒を補助するボランティアや社会福祉法人等と連携し、市民および関係機関の意識を高める機会につなげます。

○ 小・中学校向け福祉の出前講座

「私の住む地域の福祉を学ぶ」などをテーマに地域の福祉事業を交えながら、次代を担う子どもたちに対して講話を行います。

○ 福祉教育担当者連絡会

小・中・高等学校・支援学校と連絡会を開催し、福祉教育や社協事業に関する意見交換を行い、福祉活動に対する理解と相互の協力を深めます。

5. 「支え合おう！」 誰もが互いを気遣い、支え合う地域共生社会を目指します

① 小地域ネットワーク活動の充実

民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、社協職員が中心となって、高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など何らかの支援が必要な世帯が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民の参加と協力による「見守

り活動」や「生活支援」のネットワークづくりを進めます。関係者が地域の中で見守り、声かけなどを行い、生活や健康上の変化に気づいた時には、必要な制度や福祉サービスの利用につなげます。

○福祉実態調査

社会的な支援を必要とする世帯の把握に努め、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て「気になる世帯」や「除雪ボランティア大仙雪まる隊」除雪対象世帯等の調査を行います。

○気になる世帯等への支援

福祉実態調査による「気になる世帯」もしくは何らかの支援が必要と思われる世帯に対しては、関係機関等から情報を収集し、必要に応じて職員やボランティアが電話や訪問等を行い、関係者と共に見守りや生活支援などのネットワークづくりを行います。

○個別ケース検討会議

福祉実態調査などで把握した気になる世帯へのアプローチの中で、何らかの支援が必要と思われる方に対し、必要に応じて民生児童委員や福祉員、高齢者包括支援センター、町内会長等の近隣住民などの関係者によりケース検討会議を開催します。

○地域福祉関係機関等連絡会

安全で安心して暮らせる在宅生活を可能にしていくために、警察、消防、市福祉関係部署、民生児童委員協議会等関係機関の連携を図り、地域の要援護者（世帯）の小地域ネットワーク活動の強化を進めていくことを目的として連絡会を開催します。

○お隣ネット活動

地域の見守り等が必要な世帯に対し、民生児童委員、近隣住民等が集まり、利用者の生活や身体状態を含めた情報交換、緊急時対応の確認を行います。

○福祉関係機関等との連携

要援護世帯の事故や犯罪被害を防止するためのネットワーク活動を進めるため関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化します。

- ・各地区民生児童委員協議会定例会への出席
- ・地域ケア会議への出席
- ・消防が実施する防火診断への周知と協力

○福祉員活動の推進

地域福祉のアンテナ役として、地域や町内ごとに福祉員を委嘱します。

福祉員は、社協活動の周知や会費のとりまとめ等を通して、地域の生活課題を社協や民生児童委員につなげる橋渡しとしての活動を進めます。

②福祉のまちづくり委員活動

福祉のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の把握や社協事業への意見提言を行い、くらしサポート協議会等と連携して地域福祉活動を推進します。

③町内会長等地域代表者会議

地域の代表者である町内会長等に社協事業についての理解を図るとともに、地域が抱える福祉課題について共通の認識をもち、解決に向けた連携を図ります。

④結いっこサービス事業

日常生活を送る上で、話し相手が必要になったとき、「結いっこサポーター」が希望する方の自宅に伺いサービスを提供するとともに、買い物支援を毎月実施し、高齢者等の買い物の不便解消を図ります。

⑤身守りカードの発行

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカード（室内用・携帯用）を、希望者へ配布します。あわせて、地域での交流の場や関係団体等との連携により、事業の周知を強化します。

また、年数経過等のため記載内容に変更が生じたカード保持者には、希望によりカードの更新を行います。

⑥生活支援体制整備事業〔市受託〕

くらしサポート協議会委員のそれぞれの強みやネットワークを活かし、生活支援コーディネーターや地域の住民、関係団体等と協働して、住民主体の支え合い活動を進めます。生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会の地域福祉活動との連携を強化します。

⑦市内の社会福祉法人との連携

市内の社会福祉法人と連携・協働し、社会福祉法人が行う地域貢献事業の検討を進めていくために、連携協議会（仮称）の立ち上げ、協働事業を提案します。

地域における公益的な取り組みを進めることで、社会福祉法人の存在意義や地域の信頼を高めていくことにつなげます。

⑧地域福祉活動推進団体への支援

地域福祉の推進に取り組む団体に対し「福祉のまちづくり推進事業助成」を行い、団体活動を支援します。

また、助成金の原資である赤い羽根共同募金の募金実績が減少してきていることから、助成団体に対して社協活動への理解を深めてもらい、各団体の集まりやイベント等で共同募金運動への協力体制の充実を図ります。

⑨市内のロータリークラブとの連携

「災害時及び平時における協力に関する協定」に基づき、市内の4ロータリークラブ（大曲、大曲南、大曲中央、大曲仙北）と、市内で自然災害が発生した際の被災地及び被災者への支援などを速やかにかつ効果的に行えるようにするとともに、平時においても地域福祉の発展や人材育成につなげるための連携、協力を進めます。

⑩（仮称）若者会議（新規）

様々な分野、職業の方々を対象に、社協の事業や若い世代の福祉ニーズ等について意見をいただく機会を作ります。

その中から、既存事業の見直しや各関係機関と協働で新たに取り組む活動などを検討します。

⑪地域の独自事業

○ふれあい事業（協和）

90歳以上の高齢者と76歳以上の一人暮らし高齢者の方へ弁当を届けます。

弁当の掛け紙は、協和小学校児童が作成し、協和中学校生徒が書いた手紙を添えて市民ボランティアと民生児童委員が配達を行います。

Ⅲ 介護サービス部門

要介護状態になっても住み慣れた地域で生活し続けられるように、医療機関や高齢者包括支援センター、他サービス事業所等と連携し、介護保険サービスや障害者総合支援サービスを各ステーションが拠点となって提供します。

介護部門の収益増を図るため、ケアマネジャー1人当たりの担当件数と訪問介護員の平均稼働時間を増やす取組み、訪問ルートの見直し等により効率的なサービスを実施します。各種研修の実施や参加、加算取得に力を入れ、訪問介護スケジュールの空き情報などを引き続きホームページに掲載していきます。

地域の福祉ニーズに応じたサービスを展開するために、令和6年度も介護サービス利用の敷居を下げる事を目的とし、新規利用者を増やすためのPRも兼ね、介護サービスを利用されていない方や介護に興味がある方を対象に、動画ミニ介護教室シリーズのYouTube配信、出前ミニ介護教室、ケアマネや介護職員の紹介、介護保険事務所からの「介護に関する入門的研修実施事業」の受託、ちょっとサービス・ワンコインサービスの利用者増を目指していきます。

1. 介護保険サービス

法令遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①訪問介護事業

利用者が可能な限りその人の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅に訪問しサービスを提供します。

職員が個々に研修目標をたて、引き続き質の高いサービスを提供できるように、一人一人のスキルアップが図れるよう研修を重ねていきます。

②居宅介護支援事業

介護保険の目的に沿って、要介護状態の軽減または悪化の予防に資することをめざして、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう他機関と連携を図りながらケアプランを作成し、利用者の自立支援を行います。

③要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託）

要介護認定を申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態について調査を行います。

- ④介護予防ケアプラン、介護予防ケアマネジメントプラン作成（大仙市から受託）要支援と認定された方や、チェックリストで総合事業対象者と認められた方が要介護状態に陥らず自分らしく生活が送れるよう、介護予防ケアプランや介護予防ケアマネジメントプランを作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

2. 障害者総合支援サービス

法令を遵守し、障がいの状態に応じて対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護

利用者や家族の要望に合わせたサービスを行い、可能な限り自宅で生活できるよう援助を行います。

また、同行援護については、外出時の利用者の安全に細心の注意をはらいながら支援を行います。

②地域生活支援事業（大仙市から受託）

○移動支援

障がい者の安心、安全を第一に考えた外出支援を行います。

○生活サポート

障がい支援判定区分で非該当と判定された障害者などの方に家事援助などを支援します。

③特定相談支援事業、障がい児相談支援事業

障がい児・者、ご家族からの相談に応じて障害福祉サービスの利用をはじめ、必要な情報の提供や助言などを行い、地域の様々な繋がりを活用しながらご本人の自立した生活に向けた支援を行います。

3. その他

①ちょっとサービス、ワンコインサービス

公的サービスでは補えず、日常生活に支障のある高齢者世帯や障がい者世帯、核家族化で支援が得られない子育て中の主婦などを対象に、調理や掃除、買い物、病院内の付き添い、入院中の支援などを行います。また当事業所の訪問介護サービスに連続したサービス提供ができるワンコインサービス(1回20分)も好評を得ており、収益を上げる事ができています。今後も介護保険サービスのPRを兼ねて実施し在宅生活を支援します。

②介護に関する入門的研修(大曲仙北広域市町村圏組合から受託)

令和6年度も「介護従事者確保のための取り組み」として、介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護業務を行ううえでの不安を払拭し、基本的な知識を身につけていただく研修を実施します。

③介護ミニ動画シリーズの YouTube 配信

介護の知識、技術をまとめた動画を作成しシリーズ化にて配信しています。今後は介護技術の他に、ケアマネへの相談方法なども配信していきます。

④オーダーメイドのミニ介護教室

地域の皆様により良い介護環境を提供するため、簡単な介護のコツを学んでいただく機会を設け、介護に関する悩みや不安、愚痴をしっかりと受け止める場を提供します。

IV 高齢者包括支援センター部門

大曲仙北広域市町村圏組合から旧大曲の南部地域と協和地域を受託しています。令和6年度より東部地域（中仙・仙北・太田）の受託を行います。高齢者の様々な相談に応じながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していきます。介護サービスに限らず、地域の公的なサービスやインフォーマルサービスなど多様な社会資源が活用できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

1. 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業を利用する要支援者等に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他状況に応じ、選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行い、地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

②認知症総合支援事業

○認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。認知症カフェの継続的な運営支援や認知症の方を支える地域のつながりを支援し、認知症の方への支援や家族の負担軽減を図ります。

③地域ケア会議の開催

定期的な地域ケア会議や必要に応じた個別ケア会議を開催します。また、東部地域では自立支援型を含めた圏域の地域ケア会議の開催により、ネットワークの構築や地域づくりを推進します。

2. 任意事業

地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。認知症の正しい理解や認知症の方への接し方などについて学び、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。認知症に関する広報・啓発活動を行います。

3. 重層的支援体制整備事業

①総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用へつなぐなどの支援を行います。

②包括的・継続的ケアマネジメント業務

医療機関を含めた関係機関と連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携や地域における様々な社会資源を活用できるよう支援します。また、地域のケアマネジャーへ困難事例対応などの個別相談により後方支援を行います。

4. その他の地域支援事業及び重層的支援体制整備事業への参加協力

大曲仙北広域市町村圏組合や大仙市が行う地域支援事業及び重層的支援体制整備事業への参加、協力を行います。また、大仙市が行う定期的で開催される専門職ごとの会議やその他事業については連携を取って共同で行います。

5. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援等の一部を居宅介護支援事業所へ委託します。